

平成27年 1月30日策定
令和3年 4月23日最終改訂

『営繕積算方式』活用マニュアル

国土交通省 大臣官房官庁営繕部

1 「営繕積算方式」と活用マニュアルについて

- ・「営繕積算方式」及び活用マニュアルについて(P.4)
- ・発注者責務の明確化(品確法)(P.5)

2 公共建築工事積算基準について

- ・「公共建築工事積算基準」の体系(P.7)
- ・公共建築工事の工事費の構成(P.8)
- ・単価及び価格の算定(P.9)
- ・市場単価適用工種(P.10)
- ・(参考)直接工事費の単価種別による構成比(P.11)
- ・共通費の算定(P.12)
- ・共通仮設費の算定(P.13)
- ・現場管理費の算定(P.14)
- ・一般管理費等の算定(P.15)

3 公共建築工事(復旧工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組

- ・公共建築工事(復旧工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組(P.17)
- ・実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定(P.19)
- ・現場実態を反映した共通費の算定及び条件明示(P.26)
- ・現場実態を考慮した適切な工期の設定(P.32)
- ・施工条件の変更に伴う適切な設計変更(P.36)
- ・物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用(P.37)
- ・設計図書に基づく数量の適切な算出(P.38)
- ・営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」(P.39)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策(積算関係)(P40)
- ・熱中症対策に係る費用の計上(P41)
- ・労災補償に必要な保険契約における保険料の費用他の計上(P42)
- ・墜落制止用器具(フルハーネス型)の原則化に伴う対応(P43)
- ・営繕工事における週休2日促進工事(積算関係)(P44)

1 「営繕積算方式」と活用マニュアルについて

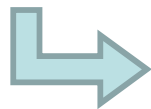
この章では、営繕積算方式及び活用マニュアルの概要と作成の背景について説明しています。

「営繕積算方式」及び活用マニュアルについて

営繕積算方式

公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組をパッケージ化した積算手法

- 共通仮設費の適切な積み上げ
 - 最新単価の適用
 - 市場単価補正方式
 - 工期連動型共通費積算方式
 - 物価スライド
 - 見積活用方式
 - 地域外労働者の確保費用の計上
 - 適切な工期設定
 - 積算条件の明示
 - 適切な数量算出
- 等



- ・ 実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格の設定
- ・ 施工条件の変更や物価変動等への適切な対応



**公共建築工事の
円滑な施工確保**

「営繕積算方式」活用マニュアル

品確法

「適正な利潤の確保」のための「適正な
予定価格の設定」等、発注者責務の明確化

円滑施工確保(不調・不落対策)



- 「営繕積算方式」を分かりやすく解説したマニュアルを作成
- 本マニュアルを活用する等により、「営繕積算方式」を普及・促進し、発注関係事務の適切かつ効率的な運用の推進を図る

【営繕積算方式及び活用マニュアルの作成経緯】

- 東日本大震災の被災地の建設業団体からの「被災地の公共建築工事の予定価格が実勢価格と乖離している」とのご意見に対し、国土交通省がそれ以前から直轄工事で実施している取組や不調・不落対策の新たな取組にて対応可能との認識のもと、それら取組を「営繕積算方式」として関係者に開示。
- さらに、東日本大震災の被災地においては、本格化する公共建築工事を確実に円滑に実施する必要があり、第4回復興加速化会議(H26.9)において、この課題に的確に対応するため、「営繕積算方式」を被災3県の地方公共団体へ普及させることが決定された。そのために、営繕積算方式を解説した「営繕積算方式」活用マニュアル(被災3県版)を作成。
- その後、改正品確法により発注者責務が明確化され、発注関係事務の適切な運用を図るという観点から、全国の公共建築工事発注機関において活用できるように「普及版」を作成。
- 近年頻発する自然災害に伴う復旧工事を含め、公共建築工事の円滑かつ着実な実施が求められており、有効と考えられる取組を盛り込み拡充。

発注者責務の明確化（品確法）

公共工事の品質確保の促進に関する法律（抄）（令和元年6月14日改正）

（基本理念） 第三条第8項

公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、〈中略〉適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

第七条において発注者等の責務が明確化されている。

（発注者等の責務） 第七条

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

【適正な予定価格の設定】 第七条第1項一号

公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、〈中略〉公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

【適切な工期設定】 第七条第1項六号

公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。

【適切な条件明示と設計変更】 第七条第1項七号

設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。（以下この号において同じ。））に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

（発注関係事務の運用に関する指針） 第二十二條

国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

- ・ 運用指針は、「指針本文」、「解説資料」、「その他要領」から構成。
- ・ 指針本文において、適正な予定価格の設定等を必ず実施すべき事項として規定。
- ・ 解説資料において、発注関係事務の適切な実施のための参考資料の一つとして、「営繕積算方式」活用マニュアルも位置づけ。

2 公共建築工事積算基準について

この章では、営繕積算方式のベースとなる国の建築工事の積算において適用している「公共建築工事積算基準」について、基準の基本的な事項を理解するために、各共通費の内容や単価の考え方を説明しています。

「公共建築工事積算基準」の体系

基準類は、国の統一基準である「公共建築工事積算基準」と国土交通省作成資料から構成。

○ 官庁営繕事務の一層の合理化・効率化のため平成15年度より各省庁で統一化を図り、運用。

【国の統一基準】

【総括】
公共建築工事積算基準
(最終改定:平成28年12月20日)

【数量】
公共建築数量積算基準
(最終改定:平成29年3月17日)
公共建築設備数量積算基準
(最終改定:平成29年3月17日)

【単価】
公共建築工事
標準単価積算基準
(最終改定:令和3年3月25日)

【共通費】
公共建築工事
共通費積算基準
(最終改定:平成28年12月20日)

【書式】
公共建築工事内訳書標準書式
(建築工事編・設備工事編)
(最終改定:平成30年3月20日)

【書式】
公共建築工事見積標準書式
(建築工事編・設備工事編)
(最終改定:令和3年3月25日)

○ 統一基準で定められていない事項について別途資料等を整備し、運用。

【国土交通省資料】

【運用】
公共建築工事積算基準等資料
(最終改定:令和3年3月26日)

【資料】
営繕工事積算チェックマニュアル
(最終改定:令和3年3月26日)

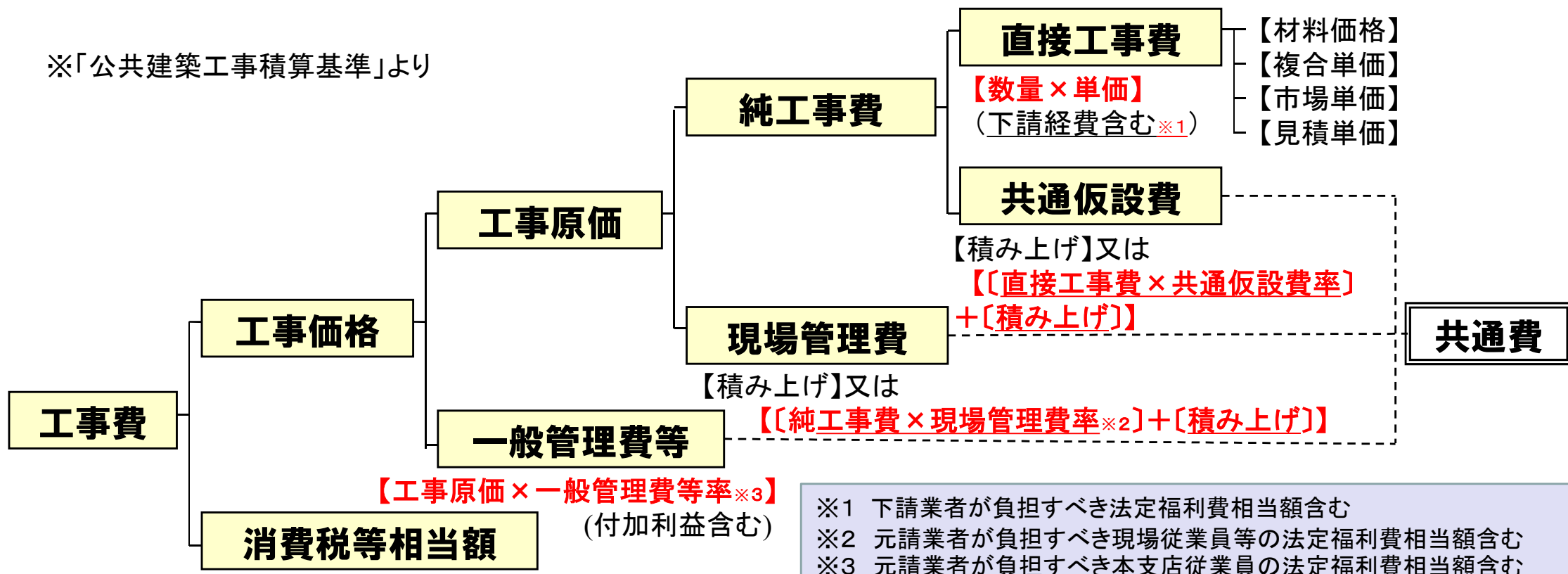
詳細は国交省HPを参照



https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

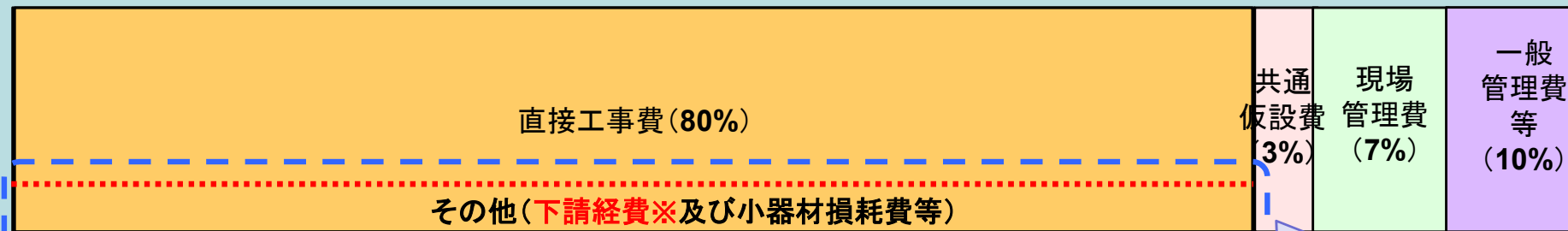
公共建築工事の工事費の構成

※「公共建築工事積算基準」より



【参考】公共建築工事の構成割合

※3,000㎡モデルにおける構成割合



積み上げは含まない。(含む場合は5%)

※公共建築工事は、下請経費が直接工事費に含まれる。(土木工事の場合は現場管理費)

単価及び価格の算定

※「公共建築工事標準単価積算基準」及び「公共建築工事積算基準等資料」より

 本来事業者が負担すべき法定福利費相当額をより適切に反映させるための取組

構成		基準の取扱い		単価及び価格の設定		
直接工事費	材料価格等	標準単価積算基準	積算時の最新の現場引渡し価格	物価資料掲載価格(平均値)又は製造業者の見積価格等を参考に決定	取引数量が少量の場合の小口単価の採用	
	複合単価	材料単価	標準単価積算基準	物価資料の掲載価格等	物価資料掲載価格(平均値)	工事量が少量・僅少の場合の割増
		労務単価	標準単価積算基準	公共工事設計労務単価	改修割増、休日、深夜の労働についての割増	
		機械器具費	標準単価積算基準	請負工事機械経費積算要領、物価資料の掲載価格等	—	
		下請経費等(その他の率)	標準単価積算基準(率の範囲を記載)	工種毎の率により算定された額	その他の率(法定福利費相当分を含む)	
	市場単価	標準単価積算基準	元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格(物価資料に掲載された単価。 法定福利費相当分を含む)	物価資料掲載価格(平均値)	改修割増 工事量が少量・僅少の場合の割増	
見積単価	標準単価積算基準	製造業者・専門工事業者の見積単価等を参考に決定	製造業者・専門工事業者から見積価格を得るための書式(法定福利費を明記)	ヒアリング結果等を参考に単価を決定(実勢価格帯の的確な把握)		
	見積標準書式					

(公共建築工事標準単価積算基準 第1編 総則 1基本的事項)

○ 社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。

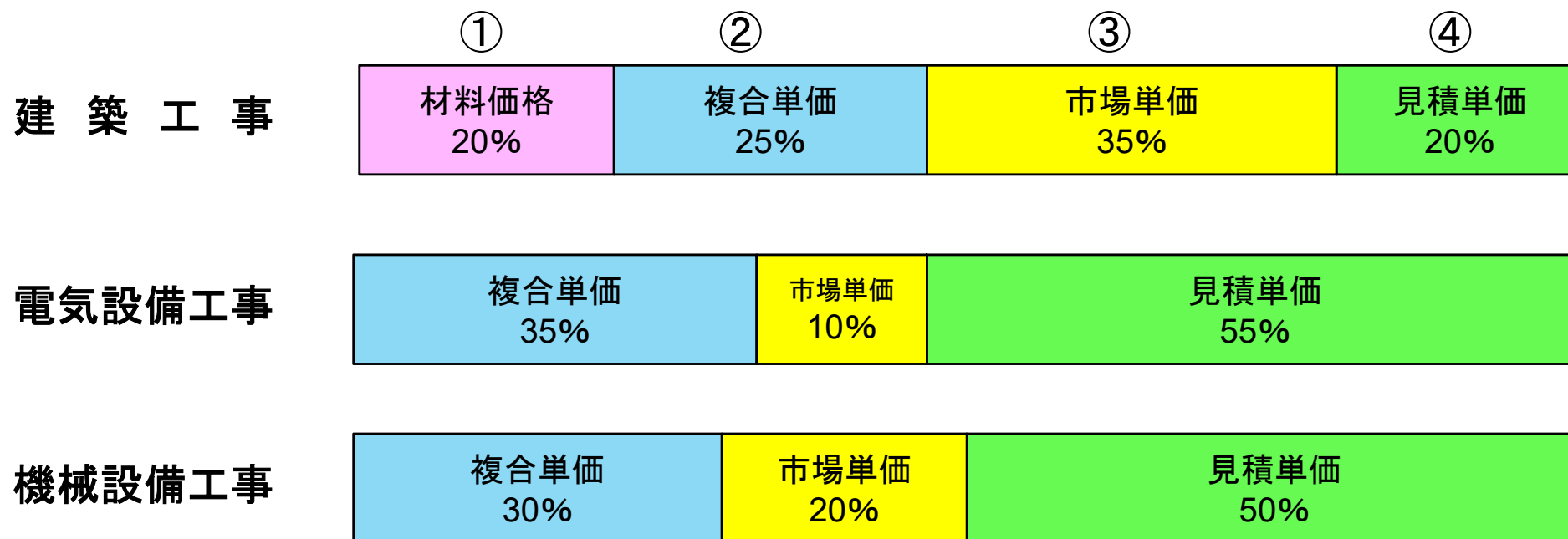
市場単価適用工種

※「公共建築工事標準単価積算基準」より

建築工事		電気設備工事		機械設備工事	
工種	分類	工種	分類	工種	分類
土工事	土工	配管工事	電線管	保温工事	ダクト
鉄筋工事	加工組立		ケーブルラック		配管
	圧接		位置ボックス	ダクト設備工事	アングルフランジ工法
コンクリート工事	打設手間		プルボックス		コーナーボルト工法
	ポンプ圧送		2種金属線ぴ		スパイラルダクト
型枠工事	型枠	防火区画貫通処理（ケーブルラック、金属管用）	チャンバー		
防水工事	アスファルト防水	配線工事	絶縁電線		組立てチャンバー
	シーリング		絶縁ケーブル	ボックス	
	防水入隅処理（コーナーキャント材）	接地工事	接地極	既製品ボックス取付	
金属工事	軽量鉄骨下地	動力設備工事	電動機その他接続材料	制気口等取付	
左官工事	左官	雷保護設備工事	接地埋設標	排煙口・ダンパー類取付	
	吹き付け			衛生器具設備工事	衛生器具取付
	防水入隅処理（モルタル）				
建具工事	ガラス				
塗装工事	塗装				
内外装工事	内装床				
	内装ボード				
10工種	17分類	5工種	11分類	3工種	12分類
18工種 40分類					

(参考)直接工事費の単価種別による構成比

直接工事費の単価種別による構成比 (RC-4階、3,000㎡モデル庁舎により試算)



① **材料価格** (刊行物掲載価格)

材料費のみを直接計上する単価
(例:コンクリート、鉄筋、鉄骨鋼材等)

② **複合単価** (標準単価積算基準)

材料費、労務費※、機械器具経費、**下請経費等**の
組合せにより作成する単位工事量当たりの単価

※公共工事設計労務単価を採用

③ **市場単価** (刊行物掲載価格)

材料費、労務費、**下請経費等**を含む単位工事量当たりの
取引価格(元請けと下請け間)を調査し、作成した単価

④ **見積単価** (専門工事業者等)

複数の製造業者・専門工事業者等からの見積り
(**下請経費等**含む)の収集により作成する単価

共通費の算定

※「公共建築工事共通費積算基準」及び「公共建築工事積算基準等資料」より

構成		基準の取扱い	共通費の算定
共通費	共通仮設費	<p>積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率(以下「共通仮設費率」という。)により算定する。</p> <p>なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。</p>	<p>共通仮設費率 計算式</p> <p>工期に連動した共通仮設費率により算定し、率に含まれない内容は別途積み上げ加算</p>
	現場管理費	<p>積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率(以下「現場管理費率」という。)により算定する。</p> <p>なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。</p>	<p>現場管理費率 計算式</p> <p>工期に連動した現場管理費率により算定し、率に含まれない特記事項は別途積み上げ加算</p>
	一般管理費等	<p>工事原価に対する比率により算定する。</p> <p>なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。</p>	<p>一般管理費等率 計算式</p> <p>一般管理費等率により算定し、必要に応じて契約保証費を別途加算</p>

共通仮設費の算定

※公共建築工事共通費積算基準より

《各工事種目に共通の仮設に要する費用》

共通仮設費＝【直接工事費×共通仮設費率】＋【積み上げ額（共通仮設費率に含まれない内容）】

項目	内容
準備費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、 宿舎 、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い 、 工事用道路 、 歩道構台 、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、 安全管理・合図等の要員 、 例) 交通誘導警備員 、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに 除雪 に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具(測量機器、 揚重機械器具 、雑機械器具)に要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用※1、その他上記のいずれの項目にも属さない費用※2

※1のうち、コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費(引張試験及び超音波探傷試験)は率に含む。

※2のうち、軽微なものは率に含む。

現場管理費の算定

《工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用》

※「公共建築工事共通費積算基準」より

現場管理費 = 【純工事費 × 現場管理費率】 + 【積み上げ額(現場管理費率に含まれない特記事項)】

項目	内容	【 積み上げ(特記事項)(例) 】 特殊施設における工事記録等の作成費用
労務管理費 租税公課 保険料 従業員給料手当 施工図等作成費 退職金 法定福利費	現場雇用労働者(各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者)及び現場労働者(再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者)の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用 火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料 現場従業員(元請企業の社員)及び現場雇用労働者の給与、諸手当(交通費、住宅手当等)及び賞与 施工図等を外注した場合の費用 現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金 現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金	
福利厚生費 事務用品費 通信交通費 補償費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用 事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用 通信費、旅費及び交通費 工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。 ただし、電波障害等に関する補償費を除く。	
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用	

【工期の影響を受ける主な項目】

- 従業員給料手当 (現場従業員等の給与) … 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動
- 法定福利費 (現場従業員等に関する法定福利費事業主負担額) … 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動 等

一般管理費等の算定

《工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用》

※「公共建築工事共通費積算基準」より

$$\text{一般管理費等} = \text{【工事原価} \times \text{一般管理費等率】} + \text{【加算額】}$$

【加算項目】

- ・ 契約保証費
- ・ 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用等

項目	内容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与(損金算入分)
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金(退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む)
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用
付加利益等	法人税、都道府県民税、市町村民税等(租税公課に含むものを除く)、株主配当金、 役員賞与(損金算入分を除く)、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

3 公共建築工事(復旧工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組

この章では、公共建築工事(復旧工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組として、「実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定」や「施工条件の変更や物価変動等に対する適切な変更契約」等を説明しています。

公共建築工事(復旧工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組(1)

○ 実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定

(1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定

- ① 入札日直近の**最新単価を採用**(予定価格が事前公表であっても、直近の予定価格に基づき修正公告等)
- ② 工事内容や施工条件に応じた適正な単価を設定するため、市場単価を補正する「**市場単価補正方式**」の採用
- ③ 工事量が**少量、僅少等**の場合の**単価補正等**
- ④ 材料価格・複合単価・市場単価について、専門工事業者・メーカー等から見積りの提出を求め、単価設定で考慮
- ⑤ 見積単価は、過去の工事实績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して適正に設定
- ⑥ 実勢価格の把握が困難な場合には、入札参加者から見積りを収集して予定価格に反映する「**見積活用方式**」の採用
- ⑦ 復旧工事の特徴と留意すべき事項、主な対応策

(2) 現場実態を反映した**共通費**(共通仮設費、現場管理費)の算定及び条件明示

- ① 揚重機、仮設用借地等に要する費用について、現場の実情に応じて算定し、共通仮設費に積み上げ(設計変更も可能)
- ② 共通仮設費の積み上げ項目等について、**施工条件明示、公開数量書への明記**に係る取組
- ③ **遠隔地から労働者を確保するための費用**(旅費や宿泊費)を設計変更し、共通費に積み上げ
- ④ **小規模長期工事**における**共通仮設費・現場管理費の加算**

(3) 現場実態を考慮した適切な**工期**の設定

- ① 工事内容、施工条件等を踏まえた適切な工期設定及び柔軟な工期延長の対応の徹底
- ② 工期延長にともない増加する共通費(共通仮設費、現場管理費)について、「**工期連動型共通費積算方式**」で増額変更
- ③ 工事の一時中止に伴う増加費用の積算

公共建築工事(復旧工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組(2)

○ 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更

- (4) 施工条件の変更に伴う適切な設計変更
- (5) 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用

○ 適切な数量の算出

- (6) 設計図書に基づく数量の適切な算出
 - 予定価格算出の前提となっている数量の適切な算出、施工条件等が施工実態と乖離している場合は適宜見直し
- (7) 営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」の実施

○ 新たな政策課題への対応

- (8) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策(積算関係)
- (9) 熱中症対策に係る費用の計上
- (10) 労災補償に必要な保険契約における保険料の費用他の計上
- (11) 墜落制止用器具(フルハーネス型)の原則化に伴う対応
- (12) 営繕工事における週休2日促進工事(積算関係)

(1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定② 市場単価補正方式

○ 工事内容や施工条件等に応じた、適正な単価及び価格の設定。

「市場単価補正方式」

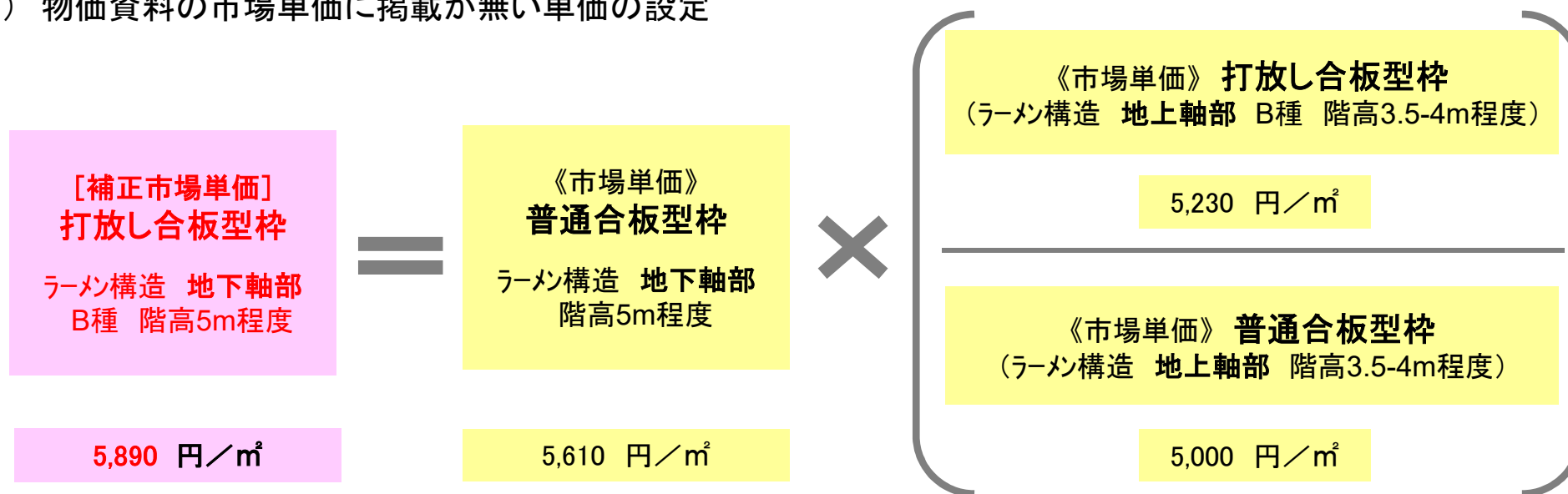
市場単価は、材料費、労務費、機械経費、下請経費等で構成されるが、物価資料掲載条件の一部が異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。

※「公共建築工事標準単価積算基準」より

市場単価の補正については、「公共建築工事積算基準等資料」第4編 第1章 5 市場単価及び附表 補正市場単価算出方法を参照。

● 工事内容(仕様)に合った単価を設定するため、市場単価を補正（「補正市場単価」という）。

例) 物価資料の市場単価に掲載が無い単価の設定



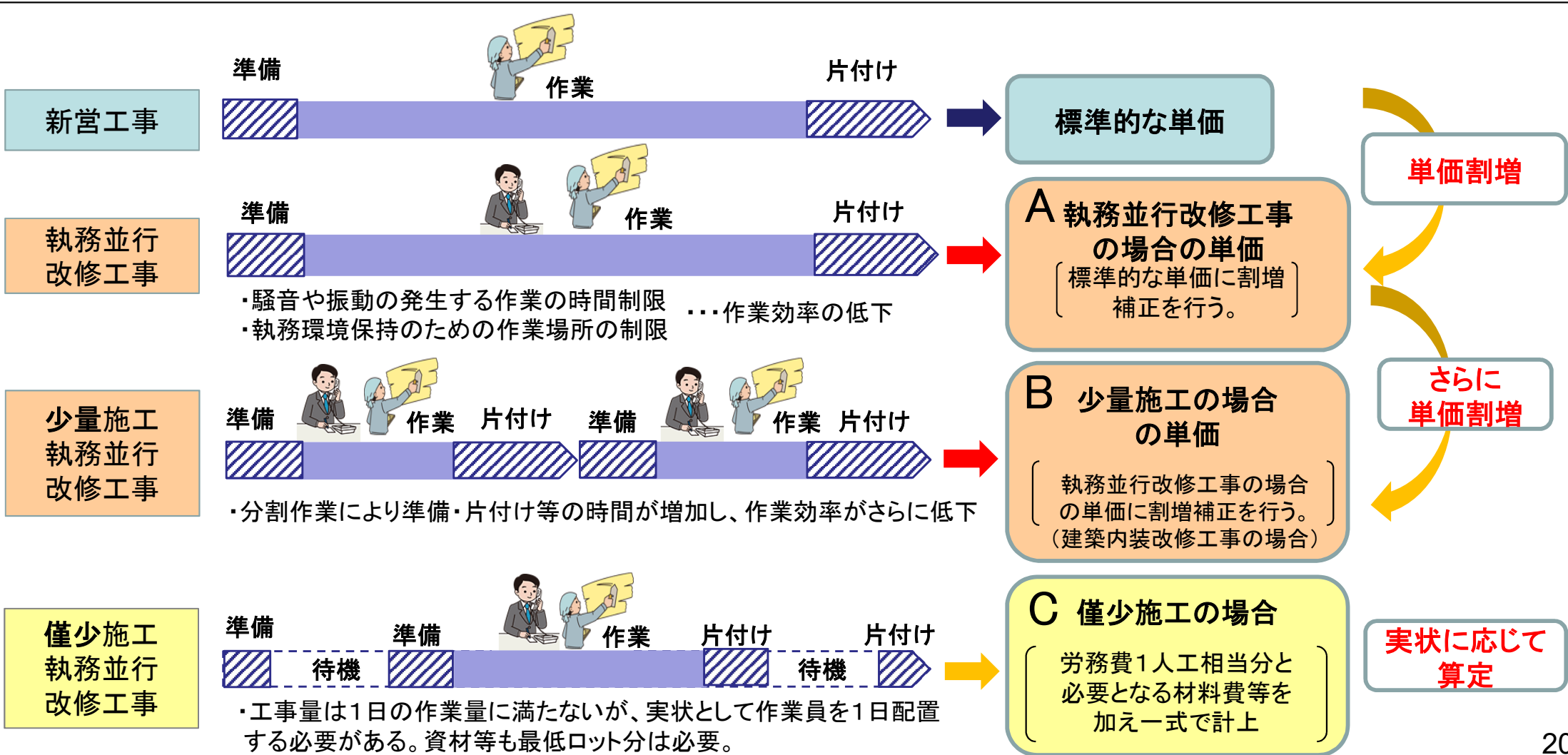
※記載された単価は参考単価です。実際の積算においては最新の単価をご利用ください。

(1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定③

※「営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について(R1.10.25国営積第4号)」より

- A 執務並行改修^{※1}の場合、複合単価及び市場単価の割増補正を行う。
- B 建築内装改修工事で施工数量が少量(概ね100㎡以下)の場合、Aの単価にさらに割増補正を行う。
- C 施工数量が僅少(概ね10㎡以下)の場合、現場で実際に必要な労務費・材料費等を計上。

※1 建物内に執務者がいる状態で行う改修工事



(1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定③

※記載された単価は参考単価です。実際の積算においては最新の単価をご利用ください。

建築内装改修における単価割増の例(ビニル床タイル)

執務並行改修の場合、複合単価及び市場単価に(工種毎に定めている注1)割増係数を乗じる

各部位の施工数量(*)が概ね100㎡以下(少量施工)の場合さらに割増係数を乗じる。

市場単価
(半硬質 厚さ2.0 コンポジションビニル床タイルKT 一般床)

ここでは「内外装(ビニル床材)」工事の補正率

新営工事を対象にした
 単価 1,515円/㎡

$$\text{単価 } 1,515\text{円}/\text{㎡} \times 1.08^{\star} \div \underline{1,636\text{円}/\text{㎡}}$$

(※)床、壁、天井部位ごとの同種工事の合計

$$\text{単価 } 1,636\text{円} \times 1.3 \div \underline{2,130\text{円}/\text{㎡}}$$

割増係数1.3の場合

「少量施工を考慮した割増係数」の考え方の目安

施工数量が概ね100㎡以下

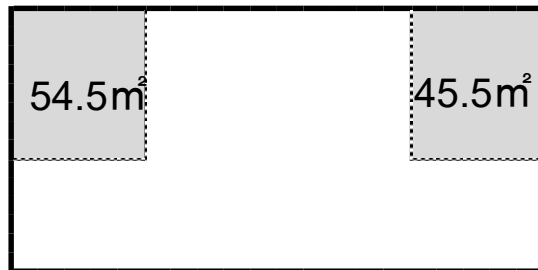
- ・ 点在する場合はその合計
- ・ 制約条件等により連続作業不可の作業場所が点在する場合は、概ね5か所未満

割増係数:「1.3」

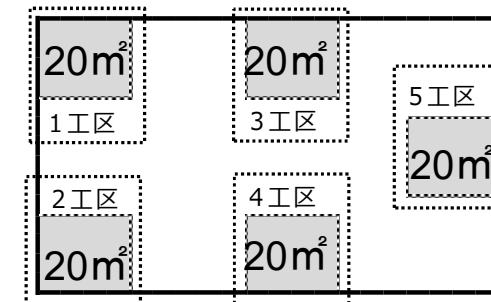
施工数量が概ね100㎡以下であるが、制約条件等により連続作業不可の作業場所が概ね5か所以上で点在する、作業時間が極めて限られる、作業空間が著しく狭い等の制限によって施工効率が著しく低下する場合

割増係数:「1.3超 ~ 2.0程度」

施工数量(合計)が100㎡、作業場所が2か所の例



施工数量(合計)が100㎡、作業場所が5か所の例



注1 工種毎の補正率については、「公共建築工事積算基準等資料」第4編 第1章 8改修工事の取り扱い 表A-1 表E-1 表M-1 を参照

(1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定③

※記載された単価は参考単価です。実際の積算においては最新の単価をご利用ください。

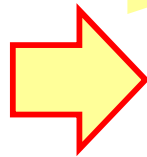
各部位の施工数量が概ね10㎡以下(僅少施工)の場合の算定例(ビニル床タイル)

僅少施工を考慮しない場合

(半硬質 厚さ2.0 コンポジションビニル床タイルKT 一般床)

$$\text{単価} 1,640 \text{円}/\text{m}^2 \times 10 \text{m}^2 = 16,400 \text{円}$$

労務費1人工相当分と、必要となる材料等を加えて一式計上する



43,300円

<内訳>

材料費	ビニル床タイル	8,505円(注1)
	接着剤	591円(注2)
労務費	内装工(1人工)	27,300円(注3)
下請経費等		6,915円(注4)

(注1) 10.5㎡ × 810円/㎡ (材料の切り無駄等として5%を見込む)

(注2) 3kg × 197円/kg (0.3kg/㎡ × 10㎡ = 3kg)

(注3) 27,300円(東京都) × 1人・日

(注4) ((8,505 + 591) + 27,300円) × 0.19 ((材料費+労務費) × その他の率)

「僅少施工を考慮した積算」の考え方の目安

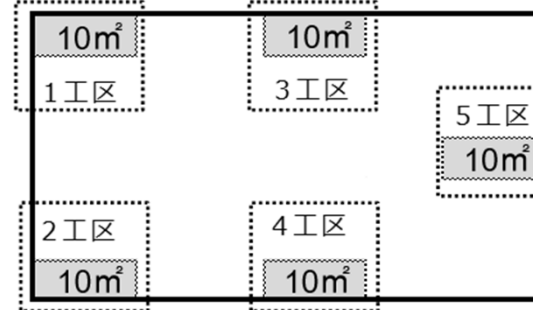
○ 施工条件等により施工数量が僅少(概ね10㎡以下)となる場合は、僅少箇所あたり労務費1人工を計上する(注5)

施工場所が1カ所の例



労務費
 1カ所 × 1人工・日 / カ所
 = 1人工

施工場所が5カ所(連続作業不可)の例



労務費
 5カ所 × 1人工・日 / カ所
 = 5人工

○ 材料費は、施工に最低限必要な単位の費用を実情に応じて算定する(例: 塗料の数量をメーカー販売単位を踏まえ設定)

○ 建築に付随する設備工事で、施工場所が点在する場合は、僅少施工として取り扱う

(注5) 施工の実情に応じて半日分として0.5人工を計上する場合もある。また、施工数量が僅少となる部分が点在(5カ所程度以上)し、労務費が過大となり実情が合わないと考えられる場合は、改修割増複合単価及び改修割増市場単価に割増を行うことで対応する(1.3~2.0の範囲で適切に設定)。

(1)実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定④⑤

- 現場の実状に応じた適切な見積書の収集条件等を提示し、現場実態に合った見積書を収集。

現場実態が反映された
 直接工事費

見積依頼時の提示資料

① 見積依頼書

物件に関する情報について取りまとめた書類
 代表的な記載項目

- 1.工事概要に係る項目
- 2.建物概要に係る項目
- 3.提出に係る項目
- 4.与条件に係る項目
- 5.その他の項目

② 見積条件書

見積範囲に含める事項及び含めない事項を明確にした書類

依頼者が作成し、工事範囲に含める事項及び含めない事項を明確にし、依頼者の意図する見積対象範囲、施工条件等を作成者へ正確に伝える。

③ 設計図書

見積りに必要な図面等

④ 見積書表紙(必要に応じて)

⑤ 参考数量

■特殊な工法の採用

特殊な工法などを図面特記をする場合、応札者が見積りできない事や、見積りできても極端に高い(安い)価格となり、不調・不落の要因になることも考えられるため、特殊な工法等の採用については慎重に検討を行う必要がある。

見積単価の適切な設定

- ・ 市中における取引価格を把握した上で、適切に設定。
- ・ 製造業者又は専門工事業者から見積書を収集し、製造業者等に対するヒアリング等により実勢価格帯を把握し、見積書の価格を適切に補正し、設定。

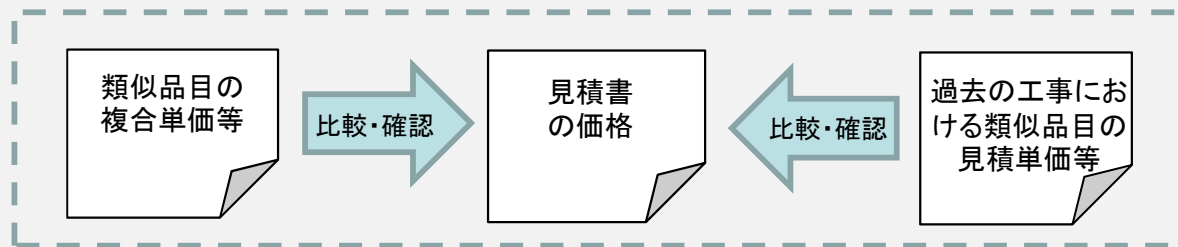
ヒアリング等による見積書の確認(例)

【見積書の条件の確認※】 ※発注者側が提示した条件との適合確認等

- ・ 見積書の内容が、見積書の提出依頼の際に提示した仕様書や図面、数量、見積条件書等に基づき、過不足のないものとなっているか確認。
- ・ 見積書の材料費と労務費のそれぞれの内容が、施工実態を踏まえた過不足のないものとなっているか確認。

【見積書の価格の比較・確認】

- ・ 類似品目の複合単価や、刊行物、カタログ等掲載の類似品目の単価等と比較して確認。
- ・ 過去の工事で個別に設定した類似品目の見積単価等と比較して確認(価格変動の動向や施工条件の違いに留意)。



- ・ 実勢価格帯の把握
- ・ 見積書の価格の補正

見積単価の設定

※ 「営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について」(平成26年2月6日付国営計第118号)より

○ 営繕工事における入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の活用

◆ 「見積活用方式」の概要

公共建築工事積算基準類に基づく価格(以下「標準積算」という。)と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積書を用いて予定価格を設定する方式

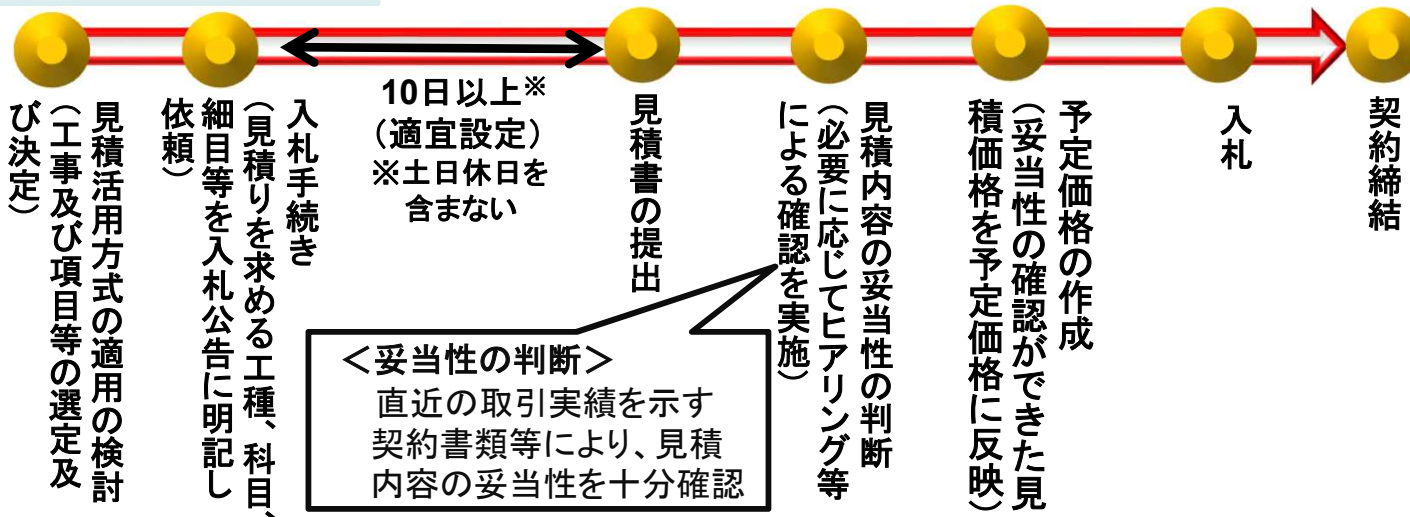
◆ 対象工事及び項目

対象工事 : (1) **標準積算と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落になった工事**
 (2) **過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事(当初発注からも適用可能)**

なお、予定価格その他の条件を変更することができない場合(予算決算及び会計令 第九十九条の二に該当する場合)、本方式を採用することはできない。

対象工種 : 直接工事費のうち、現場条件等から標準積算の材料単価、複合単価、市場単価及び見積単価に乖離がある項目並びに共通仮設費、現場管理費の積み上げ部分
 例) 鉄筋工事(加工組立)や型枠工事の単価

◆ 手続きの流れ



「見積活用方式」の適用明記

入札説明書に「見積活用方式」を適用する旨と見積項目を明記

様式-2
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方整備局
〇〇事務所長 殿

(株)〇〇〇〇 印

見積書の提出について

標記について、〇〇〇工事の見積書を提出します。

番号	種目	科目	細目 (名称)	摘要 (仕様)	数量	見積価格(税抜)		備考	見積価格を記載できない理由		根拠資料 番号
						単価 ※入	金額 ※入		※入	※入	
A1	庁舎	躯体	型枠	普通合板型枠基礎部	1,611㎡	〇〇円	〇〇〇円	※入 材工共 (下請経費等を含む) (運搬費は含まない)	※入 ※見積価格を記載できない場合はその理由を記載	A-1	
A2	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠地上軸部	10,172㎡	〇〇円	〇〇〇円				
A3	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠基礎軸部	179㎡	〇〇円	〇〇〇円				

【凡例】 ※数量: 公共建築数量積算基準による数量とする
 ※発: 発注者が記載する項目
 ※入: 入札参加者が記載する項目
 見積書有効期限: 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 ※入札書の提出期限を記入する

番号	種目	科目	細目 (名称)	摘要 (仕様)	数量	見積価格(単価・価格)
※発	※発	※発	※発	※発	※発	※入
A1	庁舎	躯体	型枠	普通合板型枠基礎部	1,611㎡	〇〇円
A2	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠地上軸部	10,172㎡	〇〇円
A3	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠基礎軸部	179㎡	〇〇円

(1)実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定⑦

復旧工事の特徴	留意すべき事項	主な対応策※
<p>1. ・改修工事が中心であり、小規模工事が含まれる。 ・発注時期が集中する(資材や労働者が不足する)。</p>	<p>実勢価格や現場実態を的確に反映した 適正な予定価格の設定</p>	<p>(1)②～⑥ (2)④</p>
<p>2. 当初の工期設定を現実に則ったものにするのが困難である。</p>	<p>現場実態を考慮した適切な工期設定及び 柔軟な工期延長の対応</p>	<p>(3)①②</p>
<p>3. 発注時の想定と実際の施工条件が異なるものが多い。</p>	<p>適切な条件明示と契約変更の実施</p>	<p>(2)②③ (4)</p>

※番号は17, 18ページの各種取組の番号を示す。

(2) 現場実態を反映した共通費の算定及び条件明示

共通費の積み上げ

《各工事種目に共通の仮設に要する費用》

※「公共建築工事共通費積算基準」より

$$\text{共通仮設費} = \text{【直接工事費} \times \text{共通仮設費率】} + \text{【積み上げ額 (共通仮設費率に含まれない項目)】}$$

項目	内容
準備費	敷地測量 、敷地整理、 道路占有料 、 仮設用借地料 、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、 宿舍 、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い 、 工事用道路 、 歩道構台 、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、 安全管理・合図等の要員 、 例) 交通誘導警備員 、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに 除雪 に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具(測量機器、 揚重機械器具 、雑機械器具)に要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用※1、その他上記のいずれの項目にも属さない費用※2

※1のうち、コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費(引張試験及び超音波探傷試験)は率に含む。 ※2のうち、軽微なものは率に含む。

共通仮設費率に含まれない項目(建築工事の場合)

工事内容、施工条件等に応じて変動するため、個別に積み上げて共通仮設費に加算

【工期の影響を受ける主な項目】

- 仮設建物費 (監理事務所、現場事務所等) …… 仮設建物の設置期間の長短により費用が変動
- 動力用水光熱費 (工事用電気、水道料金) …… 動力用水光熱使用期間の長短により費用が変動 等

(2)現場実態を反映した共通費の算定及び条件明示① 共通費の積み上げイメージ

○現場の実状に応じた共通仮設費の算定（共通仮設積み上げ費用のイメージ）。

○ 建物規模（延床面積）は同じであっても、建物形状、敷地形状や工期等が違くと、必要となる揚重機や交通誘導警備員数は異なるため、適切な条件明示及び個別計上が重要。

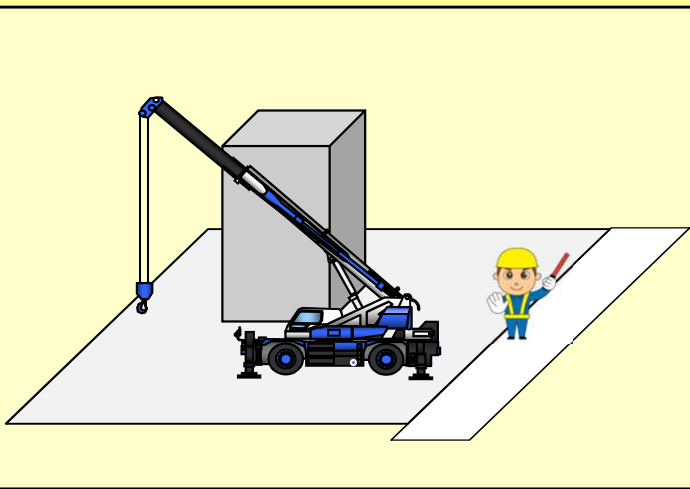
【ケース1】

【現場条件】

- ◆ 標準的な工期、敷地に余裕有り、前面道路は交通量少ない

【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ ホイールクレーン1台、6ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置



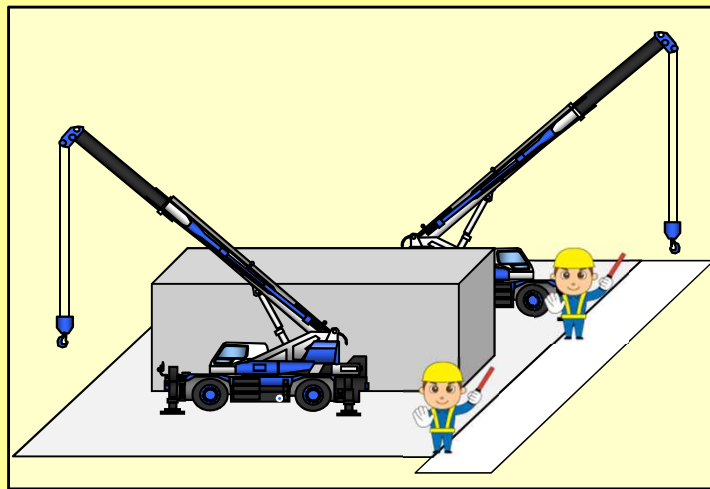
【ケース2】

【現場条件】

- ◆ 厳しい工期、敷地に余裕有り、前面道路は交通量多い

【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ ホイールクレーン2台、4ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員2名、10ヶ月配置



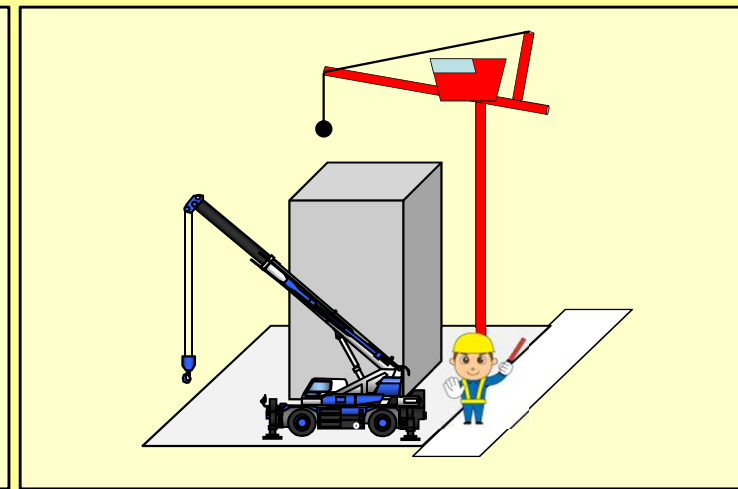
【ケース3】

【現場条件】

- ◆ 標準的な工期、敷地が狭い、前面道路は交通量少ない

【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ タワークレーン1台、6ヶ月設置
- ◆ ホイールクレーン1台、2ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置



共通仮設費の比較(対比)

【積算】 ◆ 揚重 1.00
◆ 交通誘導 1.00

【積算】 ◆ 揚重 1.33倍
◆ 交通誘導 1.54倍

【積算】 ◆ 揚重 1.45倍
◆ 交通誘導 1.00倍

(2)現場実態を反映した共通費の算定及び条件明示② 施工条件明示

◆ 施工条件明示について

※「施工条件明示について」(平成14年5月30日付国営計第24号)より

明示項目及び明示事項(案)

明示項目	明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等
用地関係	1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1. 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置

明示項目	明示事項
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
工事支障物等	1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
排水関係	1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
その他	1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

(2)現場実態を反映した共通費の算定及び条件明示②

施工条件明示、数量書への明記

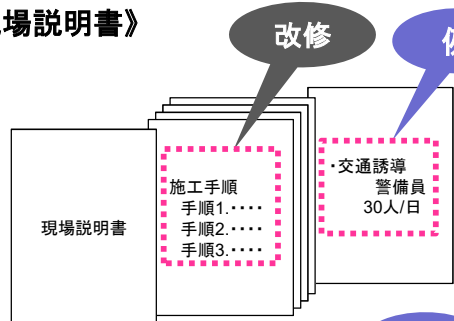
※「官庁営繕事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的方策について」(令和2年1月31日付国営計第98号他)より

- 共通仮設費積み上げ項目である**仮囲い、交通誘導警備員等を施工条件として明示。**
- 工程に影響を及ぼす**施工区分・手順を施工条件として明示**→工事費内訳書の作成に反映。

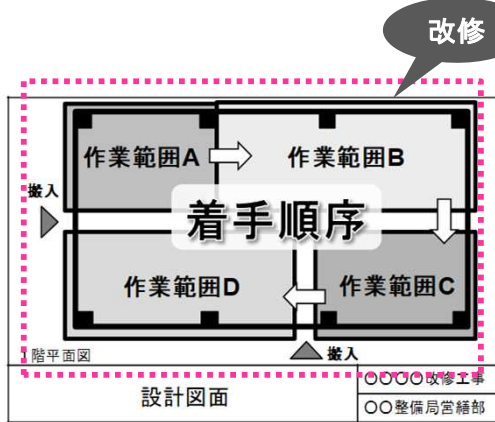
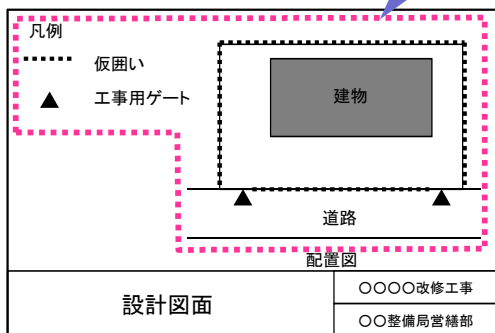
設計変更も可能に

※設計図書への施工条件明示のイメージ

《現場説明書》



《設計図面》



【例】仮囲い、工事用出入口、交通誘導警備員に関する施工条件明示

共通仮設費 (積上分) 細目別内訳		数量	単位	単価	金額	備考
名称	摘要					
共通仮設費 (率算定分)	※共通仮設費率により算定	1	式			
小計						
共通仮設費 (積上げ分)	※積上げにより算定					
仮囲い	万能鋼板 H=2.0m	243	m			
工事用ゲート		2	ヶ所			
交通誘導警備員		30	人			
揚重機械器具		1	式			別紙 00-001
小計						
計						

例

現場実態を踏まえて、標準的な配置計画では、施工が困難と考えられる場合は、揚重機的能力や設置期間等について施工条件明示を検討し、発注者の考え方を明示する

参考【改修(例)】改修工事の工程(作業範囲及び手順)等に関する施工条件明示

直接工事費 中科目別内訳		数量	単位	金額	備考
科目名称	中科目名称				
直接仮設		1	式	0,000,000	
計				0,000,000	
内装改修	撤去	1	式	0,000,000	
改修		1	式	0,000,000	
計				0,000,000	

直接工事費 細目別内訳		数量	単位	単価	金額	備考
1.建物 1)庁舎	内装改修 改修					
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
床シート	無地 厚さ2.5 一般床 熱溶接工法	200	㎡	000	000	
幅木	高さ60	110	m	000	000	
壁	厚12.5 不燃鋼製下地 突付け	300	㎡	000	000	
天井	厚12.5 不燃 鋼製下地 突付け	200	㎡	000	000	
計					000	

作業範囲毎に区分した工事内訳書の作成

直接工事費 中科目別内訳		数量	単位	金額	備考
科目名称	中科目名称				
直接仮設	作業範囲A	1	式	000,000	
直接仮設	作業範囲B	1	式	00,000	
直接仮設	作業範囲C	1	式	000,000	
直接仮設	作業範囲D	1	式	00,000	
計				0,000,000	
内装改修	作業範囲A 撤去	1	式	00,000	
内装改修	作業範囲A 改修	1	式	000,000	
内装改修	作業範囲B 撤去	1	式	00,000	
内装改修	作業範囲B 改修	1	式	000,000	
内装改修	作業範囲C 撤去	1	式	000,000	
内装改修	作業範囲C 改修	1	式	000,000	
内装改修	作業範囲D 撤去	1	式	00,000	
内装改修	作業範囲D 改修	1	式	000,000	
計				0,000,000	

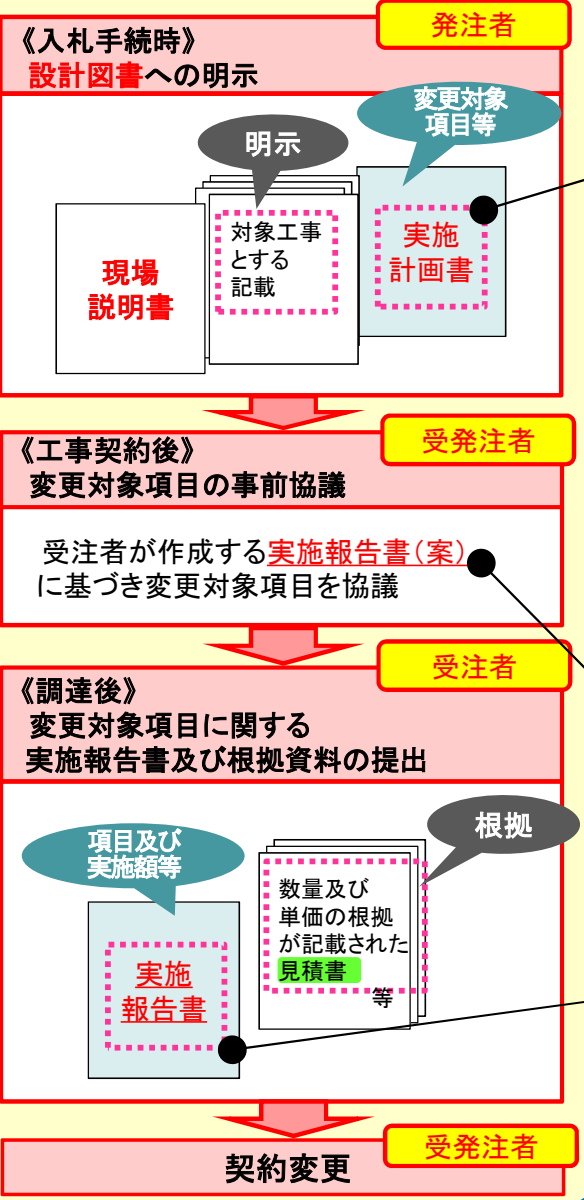
作業手順等の明示により、数量が複数工区等に分割されることから、小規模、僅少数量が多くなる

(2)現場実態を反映した共通費の算定及び条件明示③ 遠隔地からの労働者確保に要する費用

※「営繕工事における遠隔地からの建設資材等の調達費用及び労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について(通知)(平成29年10月25日付国営積第9号、国営整第140号)より

建設資材等の調達が困難と想定される工事*及び労働者を遠隔地から確保せざるを得ない工事では、必要となる費用について、調達の実態を反映して、適切に契約変更を実施(試行的運用)。 ※道路通行止め等により、工事現場までの運搬距離が大きく異なる場合を含む。

手続きの流れ



建設資材等調達費用の場合

対象工事:
工事発注にあたって、建築資材等の調達が困難であると発注者が判断した工事(復興事業に限らない)

[例] 変更対象項目に関する実施計画書

建設資材等名称	摘要(仕様・規格)	調達予定地区	積算方法
異形鉄筋	全規格 加工工場から工事現場まで	工事場所から30km程度	刊行物
普通コンクリート	全規格	工事場所と同県	刊行物
既製コンクリート杭	全規格	工事場所と同県	刊行物
仮設材	外部足場(運搬)	工事場所から30km程度	公共建築工事標準単価積算基準の標準歩掛
機械運搬	アスファルトフィニッシャー(運搬)	工事場所から40km程度	公共建築工事標準単価積算基準の標準歩掛

当初計画

調達が困難と想定する建設資材等の項目及び調達予定地区等を明示

[例] 変更対象項目に関する実施報告書

建設資材等名称	摘要(仕様・規格)	調達地区		差額(円)
		当初計上額(円)	変更計上額(円)	
異形鉄筋	全規格 加工工場から工事現場まで	〇〇県 30km 〇〇円	△△県 △△km △△円	〇〇円
普通コンクリート	全規格	〇〇県 〇〇km 〇〇円	△△県 △△km △△円	〇〇円
既製コンクリート杭	全規格	〇〇県 〇〇km 〇〇円	△△県 △△km △△円	〇〇円
仮設材	外部足場(運搬)	〇〇県 30km 〇〇円	△△県 △△km △△円	〇〇円
機械運搬	アスファルトフィニッシャー(運搬)	〇〇県 40km 〇〇円	△△県 80km △△円	〇〇円

実施報告

遠隔地から調達せざるを得ない建設資材等について実施報告書を作成・協議

労働者確保に要する費用の場合

対象工事:
工事発注にあたって、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ないと発注者が判断した工事(復興事業に限らない)

[例] 変更対象項目に関する実施計画書

現場管理費	費用	
	募集及び解散に要する費用(労務管理費)	(地域外労働者確保に要する)労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費・手当
共通仮設費	賃金以外の食事、通勤等に要する費用(労務管理費)	(地域外労働者確保に要する)労働者の食事補助、交通費の支給

変更対象項目(共通仮設費及び現場管理費)を明示

[例] 変更対象項目に関する実施報告書

現場管理費	費用		小計	合計
	募集及び解散に要する費用(労務管理費)	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費・手当		
共通仮設費	賃金以外の食事、通勤等に要する費用(労務管理費)	労働者の食事補助、交通費の支給	〇〇円	〇〇円
	小計		〇〇円	〇〇円
合計			〇〇円	〇〇円

遠隔地からの労働者の確保に要する費用について実施報告書を作成・協議

(2)現場実態を反映した共通費の算定及び条件明示④

※「工期が著しく長期となる小規模改修工事の共通費算定」の試行期間の延長について(通知) (平成28年3月25日付国営積第29号、国営整第299号)より

○ 営繕工事の工期が長期となる小規模改修工事における、共通仮設費及び現場管理費について、率による算定のほかに、必要となる費用を積み上げにより加算する。

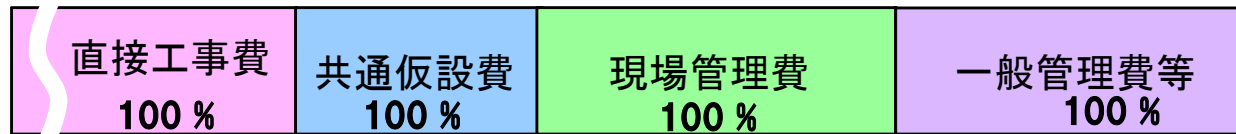
〈対象工事〉 工事費が概ね60,000千円以下の建築改修工事並びに概ね50,000千円以下の電気設備改修工事及び機械設備改修工事のうち、工期の設定が共通費基準の共通仮設費率及び現場管理費率の上限値となる期間を超える工事。

＜工事費の試算＞

直接工事費 2,300万円程度、工期 9か月の改修工事で試算

【工事費】

標準積算 【工期 9か月】

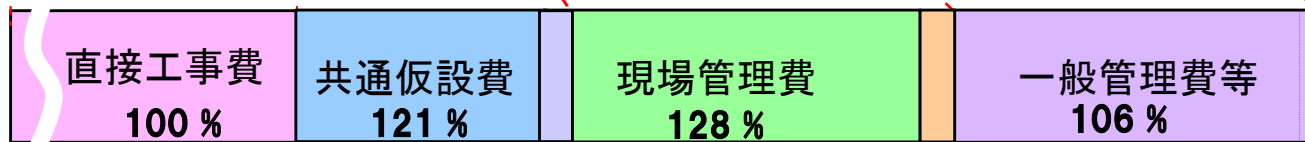


100%

小規模改修共通費加算による積算

【工期 9か月】

みなし上限期間：7か月
みなし超過期間：2か月



106%

- 直接工事費から「みなし上限期間」を確認し、対象工事の工期からみなし上限期間を差し引き、「みなし超過期間」を算定
- みなし上限期間とみなし超過期間を用いて、共通仮設費・現場管理費を算出(揚重機械器具等の率に含まない項目は別途積み上げが必要)

例) 直接工事費 2,300万円程度、工期 9か月の場合、みなし上限期間は7か月、みなし超過期間は2か月となる※

建築改修工事	
直接工事費の目安	みなし上限期間
～ 4,000 千円	3か月
～ 6,000 千円	4か月
～ 10,000 千円	5か月
～ 16,000 千円	6か月
～ 25,000 千円	7か月
～ 37,000 千円	8か月
～ 50,000 千円	9か月
～ 60,000 千円	10か月

注) 建築、電気設備、機械設備それぞれに設定

【 共通仮設費の算定 】

$$\text{直接工事費 (千円)} \times \text{共通仮設費率} \times \left(1 + \frac{\text{みなし超過期間(か月)}}{\text{みなし上限期間(か月)}} \right) = \text{共通仮設費 (千円)}$$

(共通仮設費率: みなし上限期間を算定式の工期(T)に代入)

【 現場管理費の算定 】

$$\text{純工事費 (千円)} \times \text{現場管理費率} \times \left(1 + \frac{\text{みなし超過期間(か月)}}{\text{みなし上限期間(か月)}} \right) = \text{現場管理費 (千円)}$$

(現場管理費率: みなし上限期間を算定式の工期(T)に代入)

- ・みなし上限期間：共通仮設費率及び現場管理費率が上限となる期間
- ・みなし超過期間：みなし上限期間を超える期間
- ・みなし上限期間+みなし超過期間=工期

(3)現場実態を考慮した適切な工期の設定① 適切な工期設定

○ 適切な工期設定に関する配慮事項(公共建築工事における工期設定の基本的考え方※)

※ 中央官庁及び都道府県政令市の営繕担当課長で構成される会議で取りまとめ

発注者の責務

発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」参照。

発注者は、「適切な工期」を設定するために、以下の事項に取り組む。
 なお、工事費が工期に連動することに留意する。

①工期確保の方策

- 事業全体の工程が的確に進捗するよう、調整等に要する期間を十分想定した上で、適切に事業の企画を行う。
- 工事実施に複数年を要するものについては、債務負担行為の積極的な活用等の措置を講ずる。

②工期設定のための留意事項

- **自然的要因**(多雪、寒冷、多雨、強風など)、**社会的要因**(労働事情、建設資材の調達事情、交通事情など)、**休日**等による**不稼働日**を踏まえる。
- 特定の**施工条件**は**設計図書**に明示する。
- 設備の最終調整や各検査などを考慮する。
- **過去の実績**等を参考にしつつ、**実情に応じた工期**を設定する。

③工期の変更

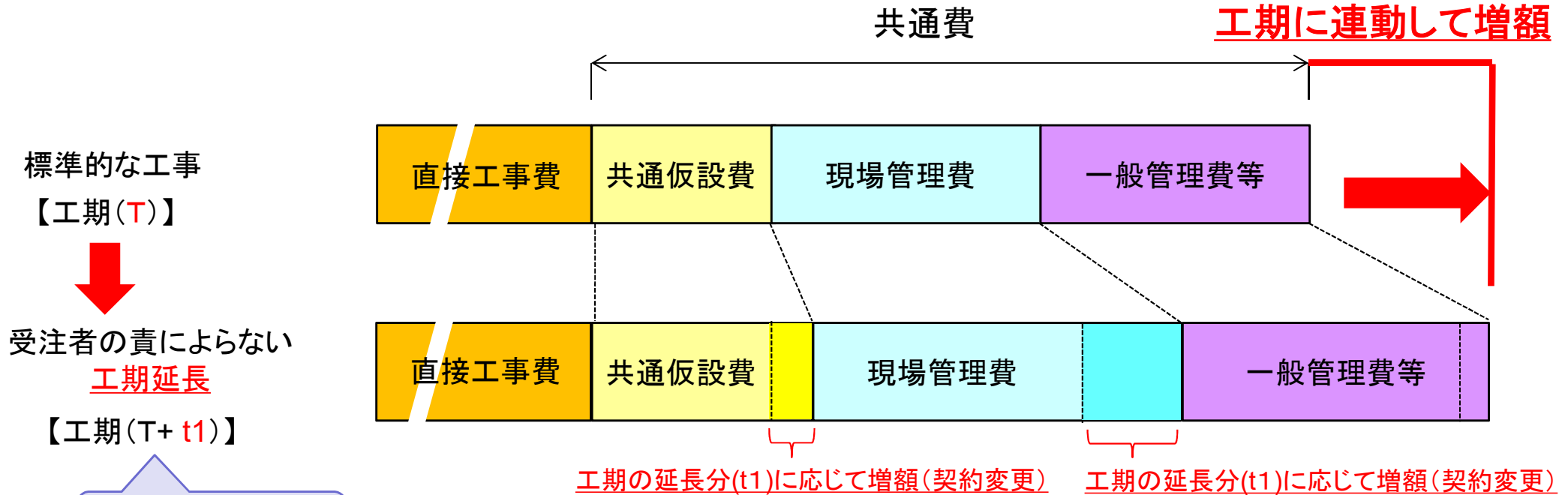
当初発注時には予期できない施工条件や環境などに変化が起きた場合は、契約書に則り、**設計変更等**を適切に実施し、その結果必要となる場合には**工期の変更**を行う。

(3)現場実態を考慮した適切な工期の設定② 工期連動型共通費積算方式

○ 工期延長に対応した共通費(共通仮設費、現場管理費)の算定。

「工期連動型共通費積算方式」

※「公共建築工事共通費積算基準」より



契約変更が必要

対象外:昇降機設備工事

- 【工期の影響を受ける主な項目(共通仮設費)】
- 仮設建物費 (監理事務所、現場事務所等) …… 仮設建物の設置期間の長短により費用が変動
 - 動力用水光熱費 (工事用電気、水道料金) …… 動力用水光熱使用期間の長短により費用が変動 等

- 【工期の影響を受ける主な項目(現場管理費)】
- 従業員給料手当 (現場従業員等の給与) …… 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動
 - 法定福利費 (現場従業員等に関する法定福利費事業主負担額) …… 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動 等

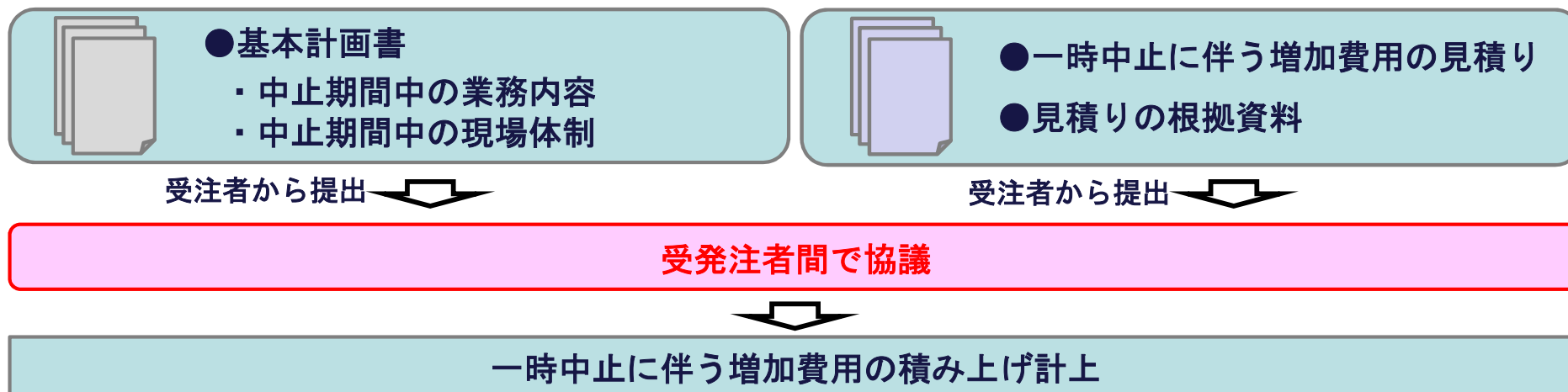
(3)現場実態を考慮した適切な工期の設定③ 工事の一時中止に伴う増加費用の積算 [1]

※『公共建築工事積算基準等資料 第2編 工事費 3 工事の一時中止に伴う増加費用』より

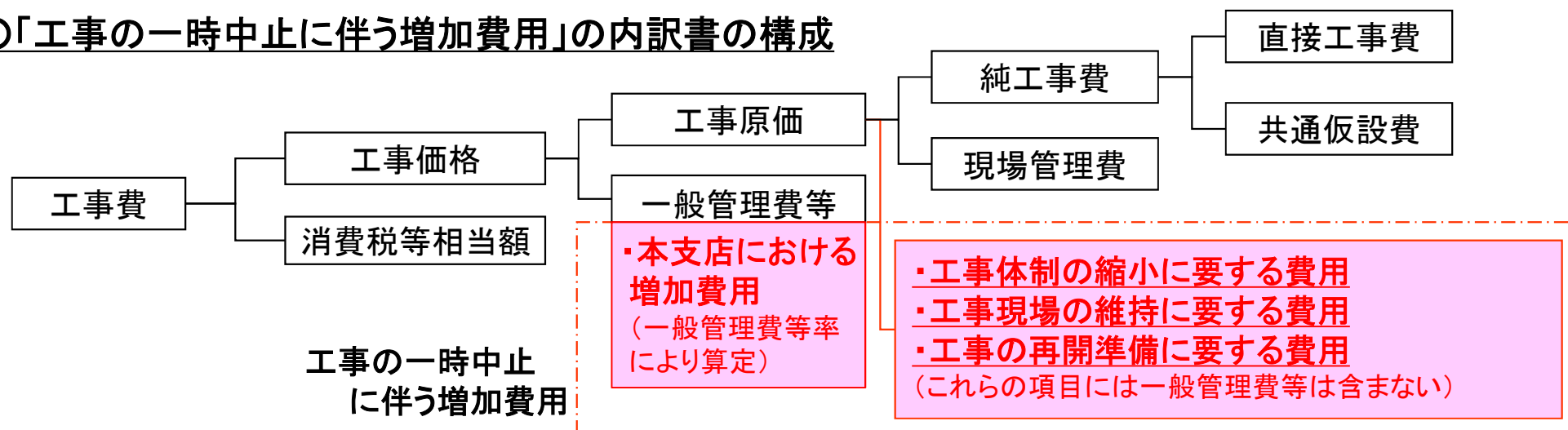
工事請負契約書第20条により発注者が工事の一時中止を指示した場合、
工事現場の維持等に要する費用の適切な計上が必要。

○工事の一時中止に伴う増加費用の計上方法

- ・受注者が作成・提出した基本計画書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者で協議。
- ・工事現場の維持等の費用について、受注者に見積書を求め、それを参考に積み上げ計上する。



○「工事の一時中止に伴う増加費用」の内訳書の構成



(3)現場実態を考慮した適切な工期の設定③ 工事の一時中止に伴う増加費用の積算 [2]

○工事の一時中止に伴う増加費用として計上する費用 ※『工事の一時中止に伴う増加費用の積算について(R2.10)』より

・工事体制の縮小に要する費用

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するために要する費用

→工事現場で不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換等

・工事現場の維持に要する費用

中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えるために必要とされる費用

→機械器具、労務者、技術職員の保持等

・工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするために要する費用

→工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入等

○工事の一時中止に伴う増加費用の項目(例)

工事体制の縮小に要する費用

工事現場の維持に要する費用

工事の再開準備に要する費用

監督員事務所・現場事務所・外部足場・仮囲い等の仮設物

バックホウ・クレーン車等の建設機械・器具等

交通誘導警備員・巡回警備員等の労務者(労務費等)

現場代理人・監理技術者等の
技術職員(人件費等)

材料の倉庫保管・入出庫

中止期間中の水道光熱電力等

一時中止に起因する工事内容
の再検討等(人件費等)

上記を実施するために必要な本支店等の費用(一般管理費等率により算定)

(4) 施工条件の変更に伴う適切な設計変更

※「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（平成27年5月（令和2年6月一部改定））より

○「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」(案)の適切な運用

国土交通省は、営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念に則り、関係機関等との協議を整え、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、平成26年3月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（以下、「26年版ガイドライン」）』を策定した。

- ◇構成・「設計変更ガイドライン」＋「工事一時中止ガイドライン」
- ◇内容・設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等
- ◇目的・発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施
・発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識の形成

平成26年の品確法の改正



基本理念の追加（将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手確保等）を実現するために、発注者の責務が明確化されたことを受け、業界団体等との意見交換を行い、26年版ガイドラインに必要な見直しを施し、平成27年5月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）』を改定した。

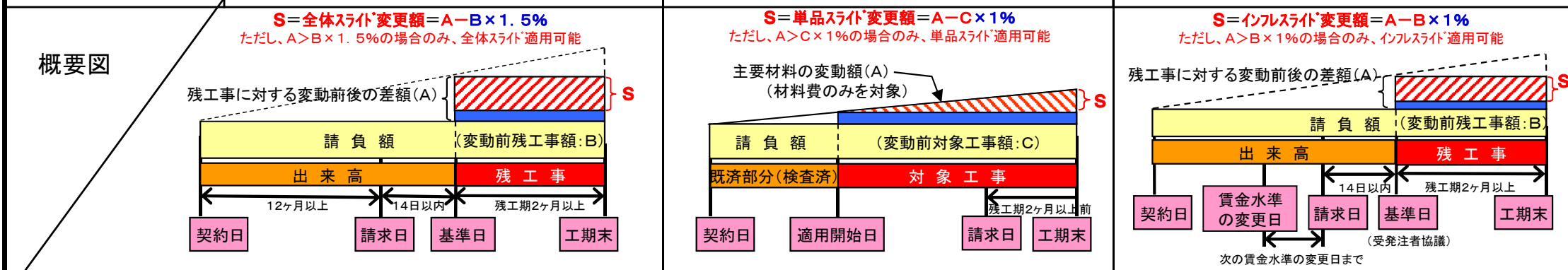
- ◇主な改定点
 - ・指定・任意仮設等の考え方を解りやすく表現
 - ・Q&A は、ガイドライン本体から切り離し更なる充実を図り、
地方公共団体等に対して周知

(5)物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用

○ 公共工事標準請負契約約款26条(スライド条項)の適切な運用

項目	全体スライド (第1~4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額 変更の 方法	対象	部分払いを行った出来形部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	賃金水準の変更がなされた日以降の基準日の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	残工事費の1.5%	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため)

これまでの事例	ほぼ経年的にあり	平成20年に運用通知	昭和49年に運用通知(第1次石油危機当時)
---------	----------	------------	-----------------------



【スライド額】 (賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版)(平成26年2月))

○ 材料価格、複合単価、市場単価、見積単価の変動価格を算出する。

(6)設計図書に基づく数量の適切な算出

「営繕工事積算チェックマニュアル」の活用

概要

- 発注者、積算業務受注者双方が、工事費積算の作業過程で各々チェックすべきポイントをチェックリスト化したもの。
- 積算数量の拾い忘れや違算の防止に有効で積算精度向上を目的として作成。

○ 数量算出チェックリストの例 コンクリート打設手間は打設部位、打設回数毎に計上しているか。

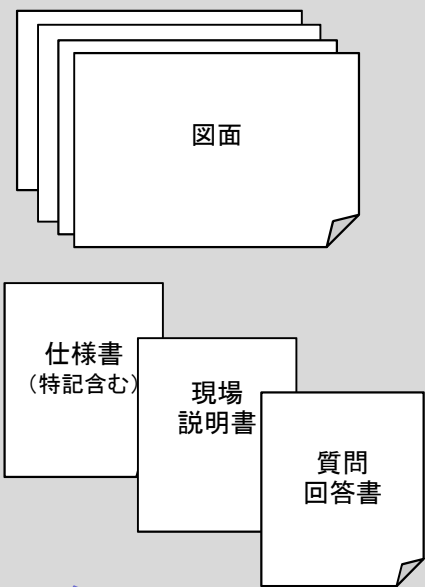


○ 数量チェックシートの例 コンクリート総量は床面積 × (0.8~1.0)の範囲であるか否か。

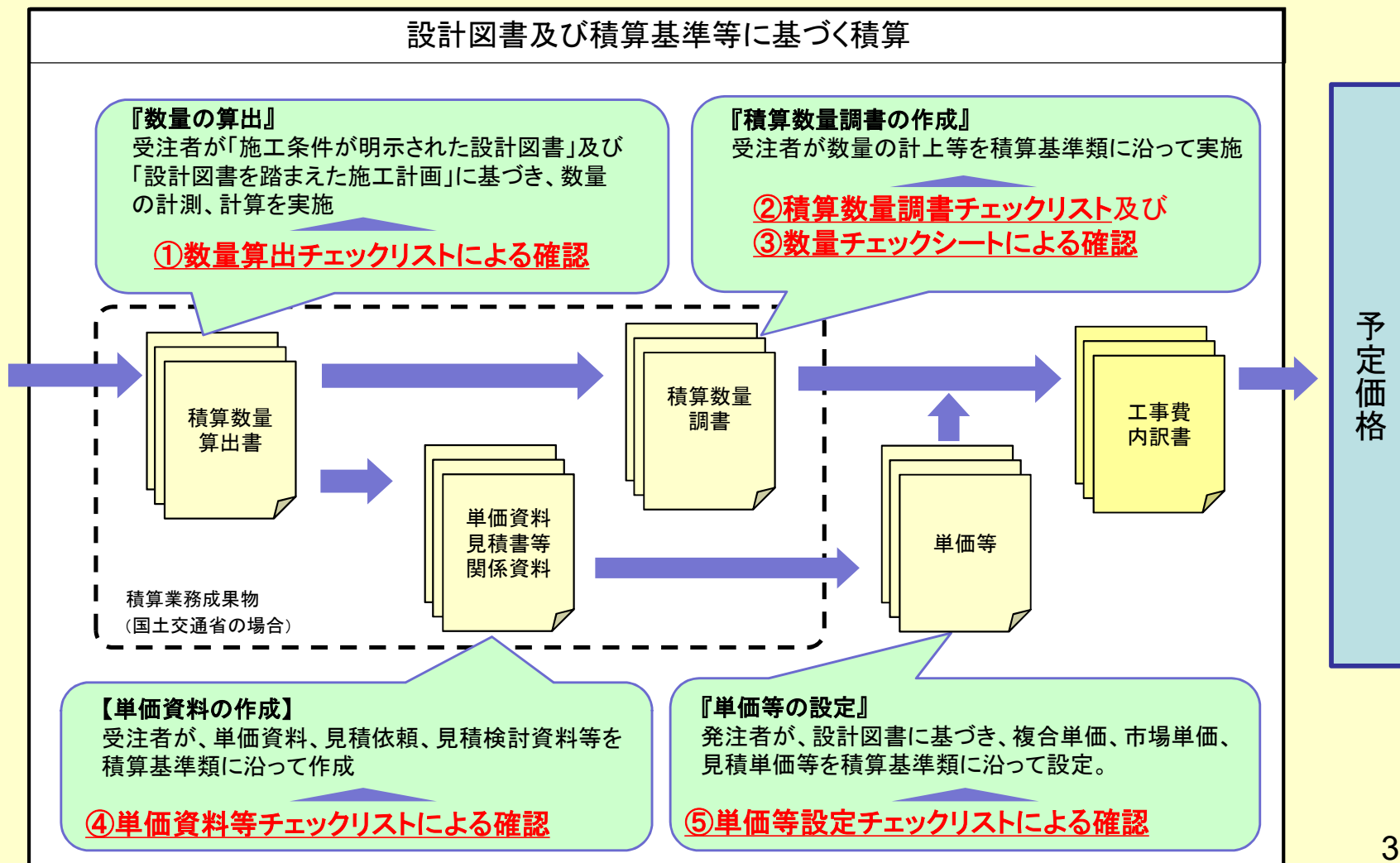


積算の主な流れ

【設計図書】



設計図書及び積算基準等に基づく積算



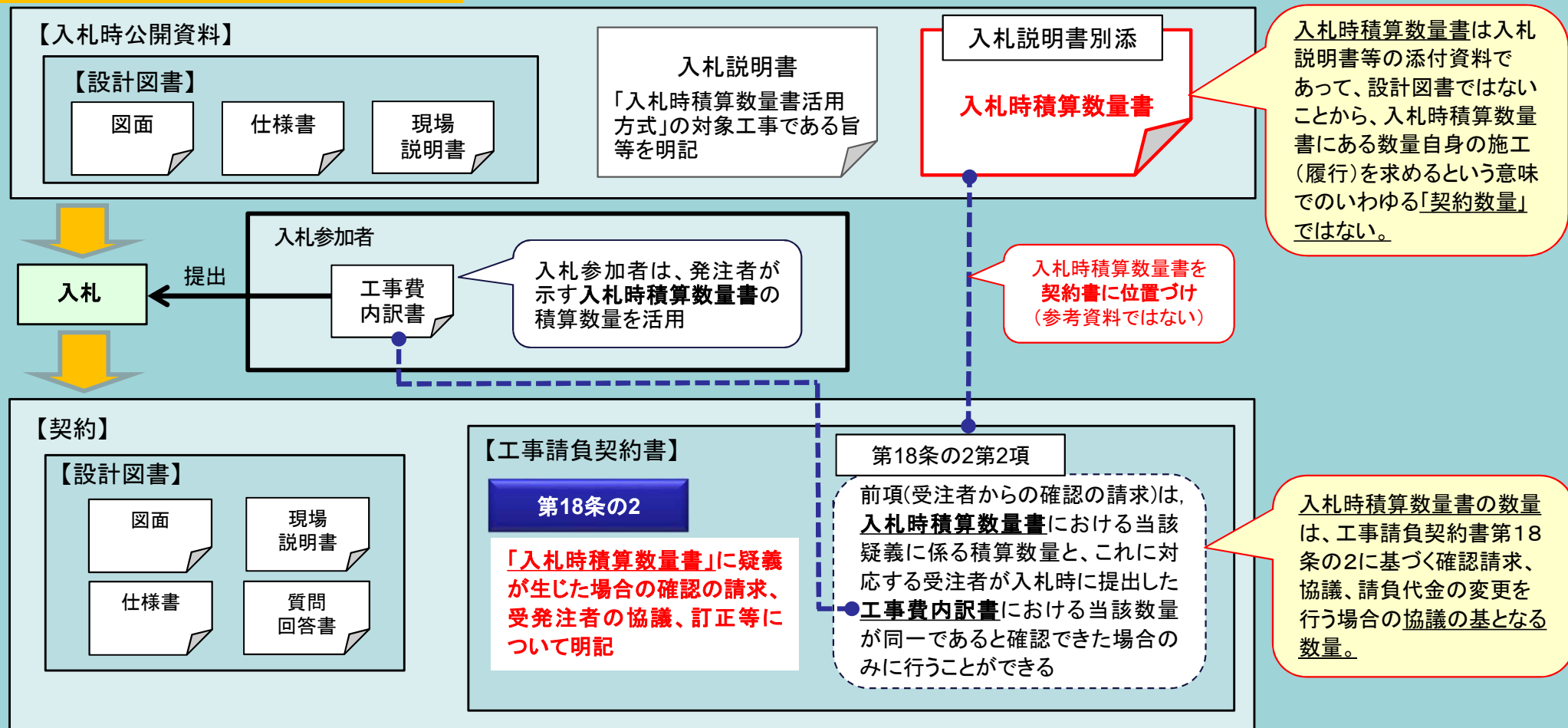
(7) 営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」

※「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施について」(平成29年3月14日付国営積第23号他)より

概要

- 改正品確法において、「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料(参考数量)との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつき。
- 「入札時積算数量書活用方式」では、契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とする。

入札時積算数量書活用方式



(8) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策(積算関係)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の設計変更時における積算上の対応について(令和2年4月22 日事務連絡)より

個々の工事現場の**感染拡大防止のために必要な対策**について、受注者より提出された**実施計画書**に基づき、受発注者間において協議したうえで**設計変更**を行う。

○感染拡大防止対策として計上する費用の例

「防止対策費用」…備品、器材等の購入・リース費

- ・現場に従事する者の**マスク**の購入
- ・現場に配備する**消毒液**の購入
- ・現場入場・退場時の現場内施設の**消毒作業**
- ・**体温計測器**の設置
- ・**遠隔現場管理**に要する機器及び通信費

「防止対策工事」…密集回避、感染防止のための工事

- ・改修工事において、入居者エリアと工事施工エリアを区画するための**仮設間仕切りの設置工事**
- ・その他密集回避、感染防止のため必要な工事

- ・感染防止対策の費用に**現場管理費**及び**一般管理費等**が必要な場合は、費用に含める。
(現場管理费率、一般管理费率による計算対象とせず、見積により計上)

○感染拡大防止対策に係る費用の方法・留意点

- ・**変更設計図書**に感染拡大防止対策を**実施する旨が明記**されていることを確認する。
- ・対策に必要な数量・費用の根拠を「**実施計画書**」及び**見積書・領収書**などにより確認する。
- ・必要な費用は**元請分、下請分にかかわらず、計上**する。
- ・感染拡大防止対策費用には、**請負比率を乗じない**。



サーモカメラによる体温測定



消毒液の設置



Webカメラを利用した遠隔検査

(9) 熱中症対策に係る費用の計上

※ 「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」(令和元年5月22日付 国営計第6号他)より

○建設業で熱中症の死亡災害が多く発生している状況を考慮し、営繕工事における熱中症対策に係る費用について設計変更により対応。

◇設計変更により対応する項目(当初工事費に費用計上されていない項目)

直接工事費に計上

共通仮設費に計上

- ・遮光ネット(足場に設置するものに限る)
- ・ドライミスト
- ・暑さ指数(WBGT値)の計測装置



受発注者間で設置期間等を協議の上、見積価格等を参考に費用を計上

◆一般的な熱中症対策に関する項目(当初工事費に費用計上されている項目)

共通仮設費率
及び
現場管理費率

- ・作業場用大型扇風機
- ・作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補給液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服 等



足場に遮光ネット



ドライミスト



暑さ指数(WBGT)計測装置

建設現場における熱中症対策事例集 41
(H29.3 国土交通省)より

注:総合評価落札方式の技術提案のテーマとして、熱中症対策は求めない。
(技術提案の有無で受注者の費用負担に差が生じないようにするため)

(10) 労災補償に必要な保険契約における保険料の費用他の計上

※公共建築工事積算基準等資料 第3編 第3章 2(1)(へ) 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正 より

- ・品確法の改正(R1.6)により、労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映について、発注者の責務として規定(第7条第1項第1号)。

公共工事の品質確保の促進に関する法律
第7条

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、**公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料**、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。



官庁営繕工事における対応

- 入札説明書において労災補償に必要な**保険の付保を要件化**。
- 入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料の補正を行う場合、一般工事の**現場管理費率に1.01の補正係数※1を乗じる**。

※1 現場従業員及び現場雇用労働者用の墜落制止用器具(フルハーネス型)の導入費用の補正分を含む

労災補償に必要な保険契約の保険料の費用他 = 純工事費※2 × 現場管理費率 × 1.01

※2 純工事費 = 直接工事費 + 共通仮設費

例) 直接工事費約3.0億円の建築新営工事の場合

労災補償に必要な保険契約の保険料の費用他・・・ **約30万円 (現場管理費に計上)**

(11) 墜落制止用器具(フルハーネス型)の原則化に伴う対応

※公共建築工事積算基準等資料 第4編 第1章 14 現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱いより

- ・安全衛生関係法令の改正(H31.2)により、**墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則**となった。
- ・現行の安全帯(胴ベルト)の使用については、令和4年1月1日までの猶予期間が設定されている。

官庁営繕工事における対応

猶予期間中の導入費用を当初から計上(元請分は現場管理費、下請分は直接工事費に計上)

○費用計上のイメージ

墜落制止用器具の購入費用

積算計上額	現行の安全帯費用 (下請経費等に計上済)	助成金額
-------	-------------------------	------

工事での使用期間/器具の耐用年数

○費用の計算方法(下請分※¹)※¹ 現場労働者用

工種ごとに設定

6か月ごとに設定

$$\text{(墜落制止用器具費)} = \text{(月額損料(差額分))} \times \text{(月数区分)}$$

例) 工期20か月の建築新営工事の場合

- ・月額損料(差額分)・・・6,000円/月
- ・月数区分・・・24か月

$$6,000\text{円/月} \times 24\text{か月} = \underline{144,000\text{円}}$$

工種区分		月額損料 (差額分)	工期	月数区分 (か月)
建築工事	新営工事	6,000円/月	~6か月	6
	改修工事	3,600円/月	7~12か月	12
電気設備工事 機械設備工事	新営工事	3,600円/月	13~18か月	18
	改修工事	2,400円/月	19~24か月	24
昇降機設備工事※ ²		1,200円/月	24~30か月	30
			30か月~	36

※² 昇降機設備工事は、工期によらず月数区分を6か月とする

○費用の計算方法(元請分※³)※³ 現場従業員及び現場雇用労働者用

労災補償に必要な保険料と合わせて現場管理費率を補正し計上する。(現場管理費率 × 補正係数1.01 の内数とする。P42を参照)

(12) 営繕工事における週休2日促進工事(積算関係)

※「営繕工事における週休2日促進工事の実施について(改定)」(令和2年6月23日付国営計第37号他)より

- ・ 政府の働き方改革実行計画(平成29年3月)等に建設業においては週休2日の推進等の休日確保などに取組むことが位置づけ
- ・ 建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、平成30年4月1日以降に入札手続きを開始する週休2日工事において労務費等の補正を導入

- 週休2日工事は、4週8休以上の現場閉所(分離発注工事の場合は、4週8休以上の現場休息)
- 対象期間は工事着手日から工事完成日までの期間(年末年始や工場製作期間などを除く)
- 発注者が週休2日の取組を指定する発注者指定方式と受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式のいずれかで実施
- 現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正※
 共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出

※発注者指定方式、受注者希望方式の両方式とも当初予定価格で①の補正係数により労務費を補正。

①の現場閉所率(対象期間内の現場閉所日数の割合)が未達の場合、発注者指定方式では労務費補正分を減額変更する。

受注者希望方式では現場閉所率達成状況により補正係数を②又は③に変更して労務費を補正し、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、労務費補正分を減額変更。

現場閉所の状況	補正係数
①4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の場合)	1.05
②4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25%(7日/28日)以上28.5%未満)	1.03
③4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%(6日/28日)以上25%未満)	1.01